

# 政務活動費の運用指針

(2022.7.12 ver1)

羽生市議会

## 政務活動費の使途について

### 1 政務活動費の支出に関する基本指針

- (1) 調査研究の目的が市行政と関連性があること。  
調査研究活動は多岐に渡るが、政務活動費は公金であるため、その活動は市政との関連性があること。
- (2) 調査研究活動の支出に合理性・必要性があること。  
政務活動費の支出が政務調査活動の目的からみて、合理性・必要性があることが前提である。
- (3) 支出金額が社会通念上、相当と認められる範囲内であること。  
支出金額が社会通念上著しく高額なものは支出できない。

### 2 実費支出の原則

調査研究活動は、議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は社会通念上妥当な範囲のものであることを前提に、調査研究に要した費用の実費を支出することが原則である。

## ○共通事項

### 1 旅費等

- (1) 移動手段は原則として公共交通機関を利用し、最短の交通経路とする。ただし、公共交通機関によりがたい場合は、タクシーの利用も認める。また、車の利用を認め、ガソリン代、有料道路料金及び駐車場料金時間については、交通経路及び距離を明示して領収書を添付する。
- (2) 旅費・宿泊料等は、羽生市職員等の旅費に関する条例に準ずる。ただし、宿泊料は実費とし、市基準である11,800円を限度とする。
- (3) 特急料金は羽生駅から50キロメートル以上離れた地点を起点とした特別急行列車及び普通急行列車の急行料金及び座席指定料金を認める。(東北・上越・北陸新幹線の下りを除く)
- (4) 収支報告書には、領収書及び支出内容の内訳が分かる書類を添付すること。
- (5) キャンセル料は次の場合に認める。
  - ・公務による場合
  - ・本人が病気及びケガ等により取りやめる場合
  - ・2親等以内の病気やケガ等により本人が世話をしなければならない場合
  - ・その他、災害等やむを得ない事情がある場合
- (6) 次の場合に限り、レンタカー、大型タクシー及び貸切バス(以下「レンタカー等」という。)の自動車借上料についても、交通費として認めるものとする。ただし、いずれの場合も、利用した理由等が判る資料等を添付しなければならない。

- ・レンタカー等を利用する方が、公共交通機関を利用するよりも経費が安価となる場合。
- ・公共交通機関がない、あるいはその運行本数が著しく少なく利便性が悪いなど、レンタカー等を利用する合理的な理由がある場合。
- ・用務上の必要性がある場合。

## 2 領収書等の証拠書類

- (1) 領収書の宛名は原則として会派名とする。
- (2) 領収書の但し書きには、支出内容・数量等を明確に記載する。書籍等の場合は書籍名(題名)に記載し、印刷代、用紙代、ハガキ代は領収書に枚数を明記する。
- (3) 領収書等は、支出月日順、項目を明記の上、整理番号を付し、提出するものとする。
- (4) レシートは支出した内容が明記されていれば領収書とみなす。
- (5) 振込み手数料の宛名は、原則として会派名とし振込済通知書などを提出すること。
- (6) 鉄道、バスなど領収書等を徴することができないものは、旅費等内訳書を領収書とみなす。
- (7) 広報費の広報発行に係る経費の領収書には、広報を添付する。
- (8) 調査研究費の旅費については、行程・視察先・視察内容などがわかる書類と視察報告書を、収支報告書に添付するものとする。
- (9) 研修費、広報費、広聴費及び会議費の会場費については、実施報告書を作成し収支報告書に添付するものとする。
- (10) 研修費及び会議費における出席者負担金及び会費については、当該研究会、研修会又は会議に係る開催要項等(日付、主催団体、会場、参加費等内容が分かるもの)の写しを収支報告書に添付するものとする。
- (11) 資料作成費において翻訳を依頼した場合、当該翻訳部分の写しを、収支報告書に添付するものとする。(分量が多い場合は、その一部を添付することでも可とする)

## 3 備品購入費

事務機器等の備品については、原則として支出できない。

## 4 食事代、飲酒代

- (1) 研究会(研修会)の参加に付随する食事代、飲酒代は支出できない。
- (2) 飲酒、懇親会を主目的とした会合の会費等は支出できない。
- (3) 議員が行う研究会(研修会)での講師の食事代やお茶代は支出できる(常識の範囲内のものに限る)が、市政報告会、広聴会、研修会などでの茶菓子代(茶を含む)の提供は支出できない。

\*会派に属さない議員は、会派を議員名と読み替えるものとする。

## I 調査研究費

### ○ 内容

議員が行う市の事務、地方財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費  
(資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等)

### ○ 支出できるもの

- ・ 国内視察旅費
- ・ 視察先で請求があった資料費
- ・ 自家用車利用による出張経費 (有料道路通行料、駐車料金、ガソリン代)  
(収支報告書に視察研修旅費内訳および視察研修報告書を添付すること)
- ・ 調査のために借り上げたマイクロバス、レンタカー代等
- ・ タクシー代  
(その必要性の説明や乗車区間を記載すること)
- ・ 自家用車利用による出張経費 (有料道路通行料、駐車料金、ガソリン代)
- ・ 施設入館料 (行政視察の目的に合致したものに限り)
- ・ 視察先への土産代 (社会通念上妥当と認められる範囲)
- ・ ポケットWi-Fi等のインターネット通信費。ただし上限を月額1万円とし、その3分の1以内とする。

### ○ 支出できないもの

- ・ 視察先での飲食・懇親会代
- ・ 所属政党 (政治団体) に関する経費
- ・ 海外視察旅費

## 2 研修費

### ○ 内容

議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費

(講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)

### ○ 支出できるもの

・ 議員が研修会等を開催した場合は、開催にかかる経費

(研究会、研修会等会場借上料、講師への謝礼金、食事代(常識の範囲内)、送迎タクシー代)

・ 議員が研修会等を開催した場合は、開催にかかる経費の収支明細とともに、会議名、開催日、参加議員名等を記載した実施報告書を添付すること

・ 研究会、研修会に参加するための出席者負担金、会費

・ 研究会、研修会への参加のための、交通費・宿泊費等の実費

・ 自家用車利用による出張経費(有料道路通行料、駐車料金、ガソリン代)

・ タクシー代 (備考欄にその必要性の説明や乗車区間を記載すること)

### ○ 支出できないもの

・ 研修会、研究会会場として不相当と考えられる場所で行われる会合の会場借上料  
(居酒屋、スナック等酒類の提供を主とする場所での会合)

・ 研修先での飲食・懇親会代

・ 居酒屋、スナック等酒類の提供を主とする会場で開かれる会合に出席するときの会費

・ 個人の立場で加入している団体の年会費及び会費

(例: 町内会費(自治会費)、同窓会費、ライオンズクラブ 等)

・ 調査研究活動と関連が希薄な団体の年会費及び会費

(例: 後援会費、振興会費、商工会費 等)

・ 飲食を主目的とする会合に出席するときの会費(懇親会、祝賀会、記念式典等)

・ 所属政党(政治団体)が主催する講習会への参加費

・ 茶菓代

### 3 広報費

#### ○ 内容

議員が行う活動、市政について市民に報告するために要する経費  
(広報紙、報告書等印刷費、会場費、文書通信費、交通費等)

#### ○ 支出できるもの

- ・ 広報印刷代、新聞折込代
- ・ 業者へのポスティング費用
- ・ 議員活動報告等開催にかかる郵送料
- ・ 議員活動報告等のために会場を借り上げる経費  
(収支報告書に報告会資料を添付すること)

#### ○ 支出できないもの

- ・ 政党活動、後援会活動に関する広報紙発行に係る費用  
(印刷製本費、発送代等)
- ・ 政党活動、後援会活動等の掲載のある広報紙の発行、ホームページの作成にかかる経費
- ・ 報告会の会場として、不相当と考えられる場所で行われる会場費  
(居酒屋、スナック等酒類の提供を主とする場所)
- ・ 茶菓代

#### (按分条項)

活動に要した費用全額に政務活動費を充当することが不適當な場合は、議員各自がそれぞれ、紙面の面積割合等合理的方法により按分することとする。

#### 4 広聴費

##### ○ 内容

議員が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費

(資料印刷費、会場費、文書通信費、交通費等)

##### ○ 支出できるもの

・ 広聴会、意見交換会開催のための会場借上料、印刷費

(収支報告書に開催文書の写しや参加人数等を記載した実績報告書を添付すること)

・ 広聴会、意見交換会開催にかかる印刷物、資料作成費

(収支報告書 に印刷した成果品の原本または写しを添付すること)

・ 広聴会、意見交換会開催にかかる郵送料

・ 住民アンケートを行うための経費 (紙代、委託料、郵送料含む)

##### ○ 支出できないもの

・ 飲酒、食事代

・ 政党活動、後援会活動に関する経費

・ 茶菓代

## 5 要請・陳情活動費

### ○ 内容

議員が要請・陳情活動を行うために必要な経費  
(資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等)

### ○ 支出できるもの

- ・ 要請、陳情活動を行うための資料印刷代  
(収支報告書に印刷資料の原本または写しを添付すること)
- ・ 要請、陳情活動を行うための交通費、宿泊費等  
(収支報告書に旅費内訳書を添付すること)

### ○ 支出できないもの

- ・ 政党活動、後援会活動に関する経費
- ・ 飲酒代、食事代
- ・ 日帰り可能な場所での宿泊費



## 6 会議費

### ○ 内容

議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費（会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等）

### ○ 支出できるもの

- ・ 議員が会議等を開催した場合は、開催にかかる経費で会場を借り上げる経費（講師への謝礼金、食事代（常識の範囲内）、送迎タクシー代）  
（また、開催にかかる経費の収支報告書とともに、会議名、開催日、参加議員名等を記載した実施報告書を添付すること）
- ・ 他の団体の開催する意見交換会等、各種会議に参加するための参加費、会費（収支報告書に研修会等の案内文書を添付すること）
- ・ 会議、意見交換会等への参加のための、交通費、宿泊費等の実費
- ・ 自家用車利用による出張経費（有料道路通行料、駐車料金、ガソリン代）
- ・ タクシー代（収支報告書の備考欄にその必要性の説明や乗車区間を記載すること）

### ○ 支出できないもの

- ・ 議員間の懇談会等に係る経費
- ・ 政党（政治団体）が開催する会議に係る経費
- ・ 会議、意見交換会会場として不相当と考えられる場所で行われる会合の会場借上料（居酒屋、スナック等酒類の提供を主とする場所での会合）
- ・ 居酒屋、スナック等酒類の提供を主とする会場で開かれる会合に出席するときの会費
- ・ 個人の立場で加入している団体の年会費及び会費  
（例：自治会費、同窓会費、ライオンズクラブ会費 等）
- ・ 調査研究活動と関連が希薄な団体の年会費及び会費  
（例：後援会費、振興会費、商工会費 等）
- ・ 飲食を主目的とする会合に出席するときの会費  
（例：懇親会、祝賀会、記念式典 等）
- ・ 茶菓代

## 7 資料作成費

### ○ 内容

議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費

(印刷製本代、翻訳料等)

### ○ 支出できるもの

- ・ 資料作成に伴う印刷製本代

(印刷資料の原本または写しを添付すること)

- ・ 資料作成のための事務用品、消耗品等

(用紙代、トナー代等)

### ○ 支出できないもの

- ・ パソコン、コピー機などの事務機器購入費、リース料。また、それらにかかる経費

## 8 資料購入費

### ○ 内容

議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費  
(書籍購入費、新聞、雑誌購読等)

### ○ 支出できるもの

- ・ 図書等 (電子書籍、DVD、音声配信含む)
- ・ 2紙以降分の新聞 (1紙目を含む領収書を添付すること)
- ・ 雑誌 (地方議会や地方自治等に関するものに限る)
- ・ 図書等の領収書には名称を記載すること

### ○ 支出できないもの

- ・ 調査研究活動に適さない図書等
- ・ 所属政党が発行する新聞等の購読料
- ・ 書画、骨董に類するもの
- ・ スポーツ新聞
- ・ 自己啓発的な意味合いのある図書等

\* 定期購読代は任期の範囲内までとする

## 5 政務活動費で支出できない経費

項 目	主 な 事 例
私的活動経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 慶弔費 ・ 餞別 ・ 見舞金 ・ 寸志 ・ 慶弔電報</li> <li>・ 広告料 ・ 年賀状購入、印刷 ・ 各種パーティー券購入代</li> <li>・ レクリエーション経費 ・ 宴会費 ・ 懇親会費</li> <li>・ 自治会、各議連等任意の団体の会費 等</li> </ul>
寄附・贈与的経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種団体への寄附、協賛金、賛助金 等</li> </ul>
政党活動的経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政党党費 ・ 政党大会参加費 ・ 党大会参加のための旅費</li> <li>・ 政党広報紙、パンフレット等の印刷、発送経費 等</li> </ul>
後援会活動経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後援会が発行する広報紙、パンフレット等の印刷、発送経費</li> <li>・ 後援会主催の報告会等の開催経費 等</li> </ul>
選挙活動経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙運動、選挙活動の経費</li> <li>・ 選挙活動に使用する資料等の作成</li> <li>・ 選挙活動用の事務所の経費 等</li> </ul>
その他市政に関する調査研究活動に適しない経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寺院の檀家総代会などの宗教活動に関する経費</li> <li>・ 自家用車の車検代、修理代 ・ 運転代行料</li> <li>・ 商品券 等</li> </ul>